

# コネクテッド・インダストリーズ税制

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により、生産性を向上させる取組について、それに必要となるシステムや、センサー・ロボット等の導入に対して、**特別償却30%又は税額控除3%（賃上げを伴う場合は5%）**を措置
- 事業者は当該取組内容に関する事業計画を作成し、主務大臣が認定。認定計画に含まれる設備に対して、**税制措置を適用（適用対象は、令和2年度末までに取得し事業の用に供した設備等。ただし、令和元年度末までに認定を受けた計画に限る。）**

## 【計画認定の要件】

### ①データ連携・利活用の内容

- ・社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携
- ・企業の競争力上重要なデータをグループ企業間や事業所間で連携

### ②セキュリティ面

必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家(登録セキスペ等)が担保

### ③生産性向上目標

投資年度から一定期間において、

以下のいずれも達成見込みがあること

- ・労働生産性：年平均伸率2%以上
- ・投資利益率：年平均15%以上

## 課税の特例の内容

- 認定された事業計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
ソフトウェア 器具備品 機械装置	30%	3% (法人税額の15%を限度)
		5% ※ (法人税額の20%を限度)

### 【対象設備の例】

データ収集機器（センサー等）、データ分析により自動化するロボット・工作機械、データ連携・分析に必要なシステム（サーバ、A I、ソフトウェア等）、サイバーセキュリティ対策製品 等

### 最低投資合計額：5,000万円

(最長5年間の計画における設備の取得価額の合計)

※ 計画の認定に加え、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 $\geq 3\%$ を満たした場合。

# 認定要件の解説：①データ連携・利活用

- 以下の種類のいずれかに該当するデータ連携・利活用であれば対象になります。

【類型1】 『他社や一般・公共データ等の社外データ』と『社内の既存データ』を連携

- 例)
- ・ サプライチェーン上の他社データ（販売等）と社内のデータ（調達、生産等）を連携させ、地域性に合わせた最適生産等を実現することにより、生産性を向上させる取組
  - ・ 社外の公共データ等を活用することで需要分析を高度化し、受給マッチングを向上させることで生産性を向上させる取組

【類型2】 『これまで取得したことのないデータ（センサーデータ等）』と『社内の既存データ』を連携

- 例)
- ・ 新たに設置するセンサーからのIoTデータを活用して、生産稼働の効率化や予防保全を実現し、生産性を向上させる取組

【類型3-1】 『他社との間（企業グループ内の他の法人も含む）のデータ』をネットワークを構築し連携

- 例)
- ・ 同業他社とデータ連携することで生産効率を最適化し、生産性を向上させる取組
  - ・ グループ企業内の各企業間でのデータ連携により、生産・販売プロセスの全体最適化による生産性向上の取組

【類型3-2】 外部のネットワークを活用して、『物理的に離れた事業所や工場間のデータ』を連携

- 例)
- ・ 工場間でのデータ連携により、全社ベースでの生産稼働の最適化による生産性向上の取組
  - ・ 事業所間で在庫データ等をリアルタイムで共有し、在庫圧縮など生産性を向上させる取組

## ※計画策定に関する注意事項

- 認定申請書の記載にあたっては、HP上の「認定申請のご利用の手引き」を参照していただき、**各類型に関する補足説明とデータの収集・連携・分析・指示の一連の方法**が分かるように記載してください。

## 認定要件の解説：②セキュリティ

- 各法人においては、構築するデータ連携基盤において、登録セキスペ（情報処理安全確保支援士）等※の指示等に基づき、各種のセキュリティ対策が必要になります。
- その際、登録セキスペ等※が確認する視点は以下のとおりです。

※中小企業等の場合には、ITコーディネータでも可

### 【取り組むべきデータの安全管理】

- (1) 以下の取組により、データ連携を行うシステムの設計についてセキュリティ確保を考慮したものとする。こと。
  - (i) データにアクセスできる人物・組織を必要最低限に制限する仕組みをとること。
  - (ii) データ連携を行うシステム間の通信経路が第三者に盗聴されないような仕組みをとること。
  - (iii) データに対する外部からの不正なアクセスに対して、必要な防御策を講じていること。
- (2) 以下の取組により、事業実施時におけるセキュリティ確保策の方針を適切なものとする。こと。
  - (i) データ連携を行うシステムに対する不正なアクセスを検知する体制を整備すること。
  - (ii) 不正なアクセス等により被害が生じた場合の対処方針を明確化すること。
  - (iii) データ連携の提供先部門・企業において、適切なセキュリティ対策が実施されていることを確認すること。
  - (iv) データ連携を行うシステムについて、定期的に既知の脆弱性がないか確認すること。

## 認定要件の解説：③生産性向上目標

- 以下の算式に基づく生産性向上の見込みを算出し、要件をクリアする必要があります。

### 【労働生産性について】

- ・ 対象となる設備を事業の用に供した年度の翌年度から3年間の伸び率の年平均が2%以上となること。

営業利益 + 人件費 + 減価償却費[※<sup>1</sup>]

※<sup>1</sup> 会計上の減価償却費

※<sup>2</sup> 労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間

---

労働投入量[※<sup>2</sup>]

(注意事項)

- ・ ローカルベンチマークで算出される労働生産性とは、計算式が異なりますので御注意ください。
- ・ "伸び率"の算出について、新規事業等で現状値がない場合には、合理的な算出方法で比較対象となる現状値を算出してください。

### 【投資利益率について】

- ・ 対象となる設備を事業の用に供した年度の翌年度から3年間の年平均が15%以上となること。

(営業利益 + 減価償却費[※<sup>3</sup>]) の増加額[※<sup>4</sup>]

※<sup>3</sup> 会計上の減価償却費

※<sup>4</sup> 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額

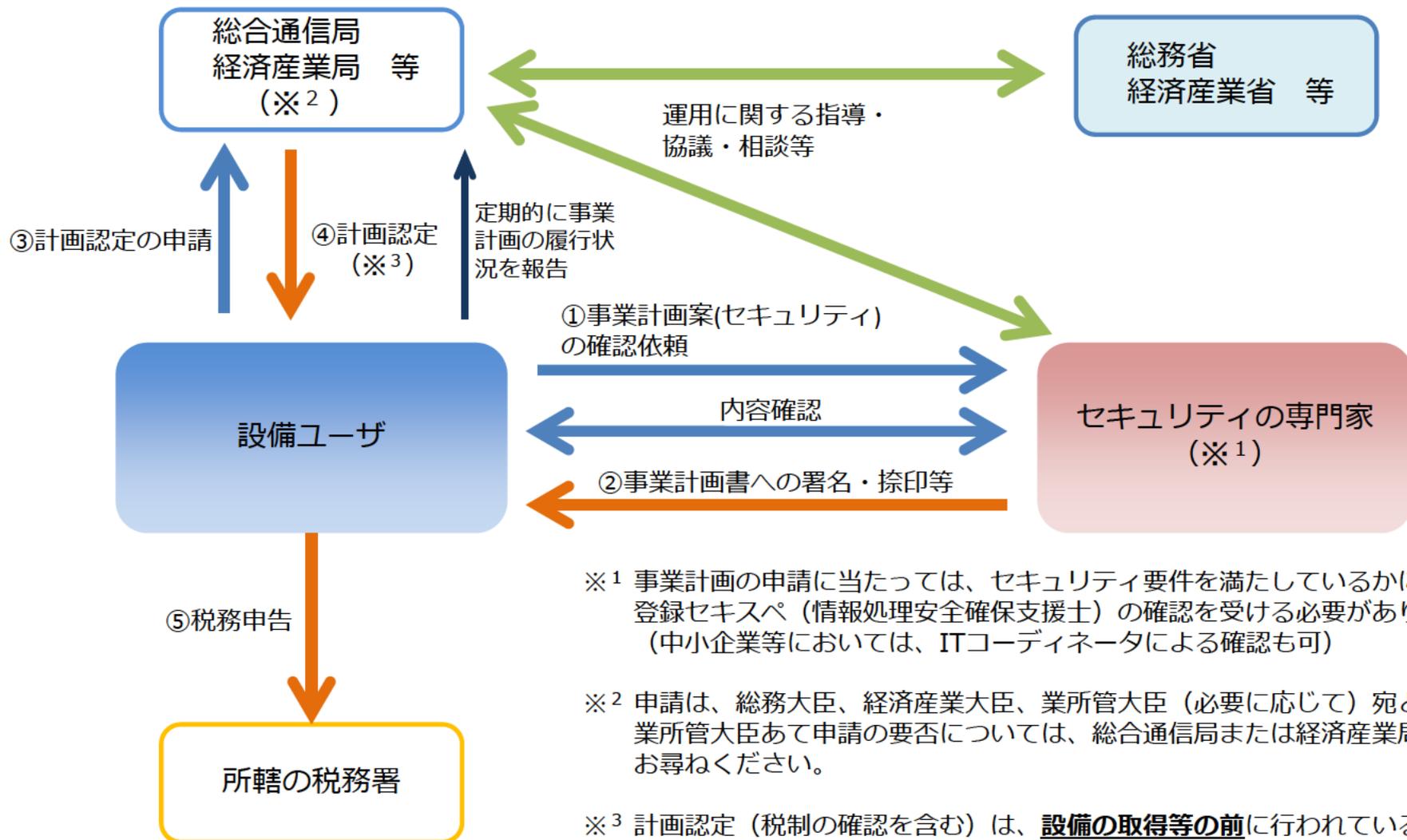
※<sup>5</sup> 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

---

設備投資額[※<sup>5</sup>]

# 手続の流れ（申請～税務申告）

- 以下の流れに従って、手続きを進めてください。



※<sup>1</sup> 事業計画の申請に当たっては、セキュリティ要件を満たしているかについて、登録セキスペ（情報処理安全確保支援士）の確認を受ける必要があります。（中小企業等においては、ITコーディネータによる確認も可）

※<sup>2</sup> 申請は、総務大臣、経済産業大臣、業所管大臣（必要に応じて）宛となります。業所管大臣あて申請の要否については、総合通信局または経済産業局の窓口にお尋ねください。

※<sup>3</sup> 計画認定（税制の確認を含む）は、**設備の取得等の前**に行われている必要があります。